

## 会長談話

令和8年2月14日に開催されました当会の臨時総会において、「札幌司法書士会債務整理事件の処理に関する規則」を制定いたしました。

本規則は、当会所属の司法書士及び司法書士法人が債務整理事件を受任するにあたり、依頼者の生活再建という本来の目的に即した適正な業務遂行を確保するため、執務の基本的な基準を明らかにするものです。

近年、債務整理事件において、依頼者と十分な面談を行わないまま手続が進められる事例や、報酬のあり方について適正性が問われる事案も指摘されております。このような状況を踏まえ、本規則では、司法書士が直接依頼者と面談し、生活状況や債務の実情について十分な聴き取りと説明を行うことを原則として義務付けるとともに、任意整理事件の報酬については、1社あたり5万円（税抜き）を上限とする旨を定め、依頼者の保護と適正な執務の確保を図ることといたしました。

本規則は、令和8年4月1日以後に新規で受任する事件から適用されており、5年間の時限規定として運用されます。

当会では、債務整理事件を取り扱う全ての司法書士が、本規則の趣旨を十分に理解し、依頼者の立場に立った誠実かつ適正な業務を行うよう、研修や情報提供等を通じてその遵守を求めてまいります。また、本規則に違反した会員は、懲戒処分の対象となります。

今後とも、市民の皆様の信頼に応え、安心して相談いただける司法書士制度の実現に努めてまいります。

令和8年4月24日

札幌司法書士会

会長 下村 尚也